

○郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成28年3月22日議会規則第1号

改正 令和3年4月1日議会規則第2号

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、郡上市議会政務活動費の交付に関する条例（平成28年郡上市条例第6号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする議員は、毎年度、政務活動費交付申請書（様式第1号）により、議長を経由して市長に申請しなければならない。

2 前項の政務活動費交付申請書に記載した事項に異動が生じた場合は、政務活動費交付変更申請書（様式第2号）により、議長を経由して市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、前条第1項の規定により申請のあった議員について交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、政務活動費交付決定通知書（様式第3号）により、議長を経由して申請のあった議員に通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により変更申請のあった場合はその交付すべき政務活動費の額の変更を決定し、政務活動費交付変更決定通知書（様式第4号）により、議長を経由して申請のあった議員に通知するものとする。

(交付請求)

第4条 議員は、政務活動費交付請求書（様式第5号）により、議長を経由して市長に対し請求するものとする。

(会計帳簿等の整理保存)

第5条 政務活動費の交付を受けた議員は、政務活動費の預金口座及び会計帳簿を備え、経理状況を明確にしておくとともに、当該支出に係る関係書類を整理しておかなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた議員は、会計帳簿等を、当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書)

第6条 条例第5条第1項に規定する収支報告書は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（様式第6号）によるものとする。

2 議長は、前項の収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第7条 条例第7条第2項の規定による閲覧をしようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧申請書（様式第7号）を議長に提出するものとする。

2 議長は、前項の申請があったときは、収支報告書に記載されている情報のうち郡上市情報公開条例（平成16年条例第10号）第7条第1項各号に該当する情報を除き、閲覧に供するものとする。

3 第1項の閲覧は、議長が指定する日時及び場所において行うものとする。

(収支報告書の公表)

第8条 議長は、毎年5月31日までに第6条第1項に規定する前年度分の収支報告書の写しを市のホームページに掲載するものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月11日から施行する。

附 則（令和3年4月1日議会規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

政 務 活 動 費 交 付 申 請 書

郡上市長 様

議員名

印

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

申請額	円
期 間	年 月分～ 年 月分

政務活動費交付変更申請書

郡上市長 様

議員名

印

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請します。

申請額	変更前	円
	変更後	円
期 間	変更前	年 月分 ～ 年 月分
	変更後	年 月分 ～ 年 月分

第 号
年 月 日

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

様

郡上市長

印

年 月 日付けで交付申請のありました政務活動費については、次のとおり交付することに決定しましたので、郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

年度政務活動費交付決定額
様式第4号（第3条関係）

円

第 号
年 月 日

政 務 活 動 費 交 付 変 更 決 定 通 知 書

様

郡上市長

印

年 月 日付けで変更申請のありました政務活動費については、次のとおり交付することに決定しましたので、郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

年度政務活動費交付変更決定額

円

年 月 日

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

郡上市長 様

議員名

印

年 月 日付けで交付決定のありました政務活動費について、郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第4条の規定により請求します。

請 求 金 額		円
期 間		年 月分～ 年 月分
振 込 先	金融機関名	
	口座種別・番号	
	口座名義人	

政務活動費に係る収入及び支出の報告書

郡上市議会議員 様

議員名

印

郡上市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項（第2項）の規定により、 年度政務活動費に係る収支報告書を次のとおり提出します。

1 収入の部

科目	決算額(円)	備考
政務活動費		
収入合計		

2 支出の部

科目	決算額(円)	備考
調査研究費		
研修費		
広報費		
広聴費		
要請・陳情活動費		
資料作成費		
資料購入費		
支出合計		

注 支出の部の備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

3 残額

円

政務活動費収支報告書等閲覧申請書

郡上市議会議長 様

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり、政務活動費に係る収支報告書等の閲覧を、郡上市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第7条第1項の規定により申請します。

記

1 閲覧を求める書類

☐ 年度政務活動費収支報告書及びその他の証拠書類

2 閲覧を求める議員